

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、下記の都市計画の変更に関する案の作成について公聴会を開催するので、静岡県都市計画公聴会規則（昭和44年静岡県規則第55号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年8月1日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類及び名称

岳南広域都市計画道路 3・4・20号 富士停車場厚原線
3・6・49号 富士駅伝法線

2 公聴会において意見を聞こうとする原案の概要

交通の安全かつ円滑な通行を確保するため、本案のとおり変更する。

3 公聴会の日時、開催場所及び原案の閲覧期間等

都市計画区域 （関係市町）	開催日時	会場	原案の閲覧期間
岳南広域 （富士市）	令和7年8月20日（水） 午後2時から	富士市役所 8階第二会議室	令和7年8月1日（金）から 令和7年8月12日（火）まで

4 原案の閲覧場所

静岡県交通基盤部都市局都市計画課（静岡市葵区追手町9番6号）及び富士市都市計画課窓口

※原案の概要は、静岡県交通基盤部都市局都市計画課のホームページ（下記アドレス）で閲覧可

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/toshikeikaku/1049266/1003591/index.html>

5 公述の申出手続

(1) 公述申出提出方法

公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（様式第1号）に必要事項を記載し、別紙に意見の要旨及びその理由を記載したものを添付して、静岡県交通基盤部都市局都市計画課に郵送又は持参にて提出すること。

※公述申出書の様式は、上記の都市計画課ホームページでダウンロードできる。

(2) 公述申出締切日

原案の閲覧期間の最終日 令和7年8月12日（火）午後5時15分必着

(3) 公聴会における公述

公述申出書を提出した者は、公聴会に出席して、事前に提出した書面の内容に準拠して意見を述べることができる。ただし、同種の意見を有する者が多い場合は、人数及び時間を制限することがある。

6 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日会場に直接来場するものとし、先着順に会場の定員まで受け付ける。

7 公聴会の中止

公述申出締切日までに公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。公聴会開催の有無については、

公述申出締切日の次営業日以降に下記 8 に問い合わせのこと。

8 問い合わせ先

静岡県交通基盤部都市局都市計画課

(〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号 電話番号 054-221-3062)

公述申出書

次の都市計画の原案に対し下記のとおり意見を述べたいので申し出ます。

1 都市計画の種類及び名称

公述申出日 令和 年 月 日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木 康 友 様

記

公述申出者 住 所
電話番号
(ふりがな)
氏 名

2 代理人による意見陳述の有無

有 無	有の場合、その理由
有・無 ※どちらかを ○で囲む	

代 理 人 住 所
電話番号
(ふりがな)
氏 名

3 文書による意見陳述（職員代読）の有無

有 無	有の場合、その理由
有・無 ※どちらかを ○で囲む	

4 意見の要旨、理由 別紙のとおり

5 意見を述べるのに要する時間 約 分

注意点「意見の要旨、理由」の記載要領

- (1) 要旨、理由は 800 字以内にまとめてください。
- (2) 楷書で明瞭に記入してください。
- (3) 意見を述べるのに要する時間については、文書による意見の提示の場合も記入してください。